

(設置)

第1条 浜松市、豊橋市、飯田市（以下、「3市」という。）が、内閣府から地方創生交付金を受けて実施する「三遠南信地域情報活用・発信事業」の効果を検証するため、三遠南信地域情報活用・発信事業検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検証委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 三遠南信地域情報活用・発信事業の効果の検証に関すること。
- (2) その他3市が必要と認める事務。

(組織)

第3条 検証委員会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 検証委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、検証委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検証委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の2分の1以上の賛成で決定するものとする。
- 4 委員長が必要と認めたときは、検証委員会の会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

(謝礼)

第6条 委員への謝金は、3市が協議の上これを負担することとする。

- 2 前項に規定する謝金の額は、日額7,000円とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年7月12日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

別表第1（第3条関係）

分類	団体	役職	氏名
委員長	浜松市	大都市制度・広域行政担当課長	原川 知己
副委員長	豊橋市	政策企画課長	上杉 裕一
副委員長	飯田市	企画課長	田中 克己
委員	浜松商工会議所	理事・総務企画部長	湯口 哲世
委員	豊橋商工会議所	企画振興部長	鴨下 真也
委員	飯田商工会議所	中小企業相談所 振興課長	下平 啓子
委員	愛知大学	教授・三遠南信地域連携研究センター長	戸田 敏行
委員	愛知大学	教授	駒木 伸比古